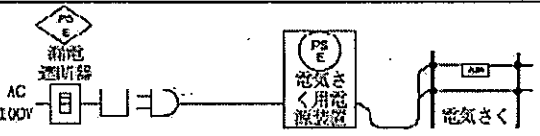
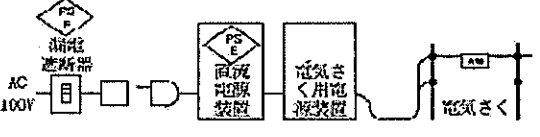
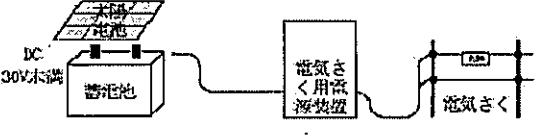
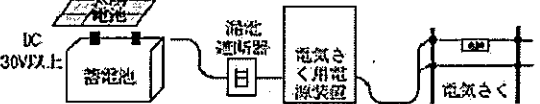


電気さくの安全管理について

- 電気さくについては、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第74条において「感電又は火災のおそれがないように施設」しなければならないものとされており、具体的には以下の基準を満たす必要がある。（電気設備の技術基準の解釈 第192条）
- ① 危険である旨の表示をすること。（第二号）
 - ② 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いること。（第三号）
 - ③ 使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けかつ、人が容易に立ち入る場所に電気さくを設置するときは、漏電遮断器を設置すること。（第四号）
 - ④ 容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置すること。（第五号）

※上記①～③による電気さくの施設方法の例

規定	第三号		第四号
	施設方法	直流電源装置	電気さく用電源装置
第三号イ		-	電気用品安全法適用品
第三号ロ(イ)		電気用品安全法適用品	電気さく用電源装置
第三号ロ(ロ)		-	-
		-	必要※1

※1：人が容易に立ち入る場所に施設する場合
 ※2：電気用品安全法の規定による

上記に沿った電気工作物であるのか判断に迷う場合、最寄の産業保安監督部等へお問い合わせください。

連絡先：

北海道産業保安監督部 (011-709-1795)
 関東東北産業保安監督部 (048-600-0386)
 東北支部 (022-221-4947)
 中部近畿産業保安監督部 (052-951-2817)
 北陸産業保安監督署 (076-432-5580)
 近畿支部 (06-6966-6056)
 中国四国産業保安監督部 (082-224-5742)
 四国支部 (087-811-8585)
 九州産業保安監督部 (092-482-5519)
 那覇産業保安監督事務所 (098-866-6474)

経済産業省
 商務流通保安グループ 電力安全課
 (03-3501-1742)